

令和8年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

東広島市教育委員会

東広島市では、東広島市立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費などの一部を補助する特別支援教育就学奨励制度を設けています。**希望される方は、学校から配付される書類を用いて**申請手続きをしてください。

※注意 特別支援教育就学奨励費制度とは別に、経済的にお困りの方へ、学用品費等を援助する「就学援助」制度があります。就学援助費と特別支援就学奨励費を同時に受給することはできません。また、生活保護の教育扶助費を受給している方も就学奨励費を受給することはできません。

1 対象となる方

- (1) 東広島市内に住所を有し、東広島市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で児童生徒が次のいずれかに該当する場合
- ① 特別支援学級に在籍している
 - ② 通常学級に在籍し学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する（精神障害、発達障害の方は該当しません。）

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

◎視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◎聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

2 支給内容について ※支給内容の金額は変更することがあります。

対象経費	支給対象者	支給内容
学用品・通学用品購入費	I段階 II段階	小学校 5,820円、中学校 11,370円（定額支給・レシート不要）
新入学学用品・通学用品購入費 （※1年生のみ）	I段階 II段階	小学校 28,530円、中学校 31,500円（定額支給・レシート不要）
修学旅行費	I段階 II段階	実費の1/2（小学校上限額10,790円、中学校上限額28,860円）
学校給食費	I段階 II段階	小学校 給食費の無償化により支給対象外 中学校 実費の1/2
校外活動参加費	I段階 II段階	宿泊ありの場合、実費の1/2（小学校上限額1,845円、中学校上限額3,105円） 宿泊なしの場合、実費の1/2（小学校上限額800円、中学校上限額1,155円）
通学に要する交通費 職場実習に要する交通費	I段階 II段階 III段階	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する（実習先に行く）場合の交通費（III段階は実費の1/2）
体育実技用具費 （※中学校のみ）	I段階 II段階	実費の1/2（上限3,825円）

I段階…世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍未満

II段階…世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍以上、2.5倍未満

III段階…世帯の収入額が生活保護基準の2.5倍以上

※1 世帯の収入額に応じて、I段階からIII段階のいずれかに認定されます。

3 留意事項

- (1) 学用品費・通学用品購入費、新入学学用品費・通学用品購入費の請求にレシートは不要です。認定を受けた場合は定額支給となります。(ご家庭で保管されていたレシートは破棄していただいて結構です。)
- (2) 学校給食費(小学校を除く)の支給方法は、学事課が学校給食費の支給額を計算し、前期・後期の2回にわけて、保護者の給食費引き落とし口座に直接入金します。(前期分は、認定から1か月後程度、後期分は次年度の4月ごろ見込みです。)
- (3) 通学に要する交通費では「児童等の障害の状態・特性を考慮して校長が必要であると認めた場合」に限ります。通勤途中の送迎、いきいきこどもクラブを介しての送迎の場合は除きます。
令和8年度から、重度の障がいにより歩行による通学ができない児童生徒または、運動制限のある児童生徒(恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒、心疾患等により短い距離しか歩行ができない児童生徒など)で、送迎にあっている保護者に緊急かつやむを得ないと認められる事情があり、通学に福祉タクシー等を利用した場合のタクシー利用額も支給対象とします。
通学におけるタクシー利用額の支給を申請される場合は、特別支援教育就学奨励費の支給決定後に、別途利用申込書及び身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書等を提出してください。また、タクシー利用額の請求にあたっては、タクシーの領収証や保護者がやむを得ない事情であったことを証明する書類(医療機関受診の領収証や申立書等)の提出が必要となりますので、必ず保管しておくようにしてください。

4 申請の方法等

- (1) 提出書類
 - ① 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調査
 - ② 委任状
 - ③ 障害の程度が判別できるもの(※通常学級に在籍する児童生徒のみ必要です。)(身体障害者手帳、療育手帳、医師診断書等の写し)
 - ④ 市県民税課税台帳記載事項証明書
(令和8年1月2日以降に東広島市へ転入された方のみ、令和8年1月1日時点でお住まいの住所地の市町村で発行された市県民税課税台帳記載事項証明書(令和7年1月から12月までの所得を証明するものが必要です。))
- (2) 提出先
各小中学校に必要書類を提出してください。
- (3) 提出期限
学校に確認してください。
- (4) 支給可否の決定
教育委員会において審査し、学校を通じて支給区分の結果を通知します。
- (5) 注意事項
公共交通機関を利用している通学者については、定期券の写しや利用明細の写しの提出が必要になります。
また、タクシー利用額の支給を希望する通学者については、タクシーの領収証や保護者がやむを得ない事情であったことを証明する書類(医療機関受診の領収証や申立書等)の提出が必要になりますので、必ず保管ください。

5 問合せ先

東広島市教育委員会学事課 TEL : (082) 420 - 0975 FAX : (082) 420-0969